

○江差町議会の事務局の組織に関する規則

昭和 41 年 3 月 28 日

規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は江差町議会の事務局(以下「事務局」という。)の組織を系統的に定め事務の分掌を明確にし、以つて議会の庶務の能率的な運営を図ることを目的とする。

(係の設置)

第 2 条 事務局につきの係を置く。

庶務係

議事係

(庶務係の事務)

第 3 条 庶務係においては、つぎの事務をつかさどる。

- (1) 機密に関する事項
- (2) 公印の保管に関する事項
- (3) 人事に関する事項
- (4) 議員の報酬並びに諸給与に関する事項
- (5) 職員の諸給与に関する事項
- (6) 予算の経理に関する事項
- (7) 議員の身分、資格得そうに関する事項
- (8) 規則、規程の制定及び改廃に関する事項
- (9) 文書の收受、発送及び保管に関する事項
- (10) 文書の起案及び浄書に関する事項
- (11) 条例、規則等の編さんに関する事項
- (12) 各種統計資料及び情報に関する事項
- (13) 世論に関する事項
- (14) 備品及び消耗品の管理に関する事項
- (15) 図書等の保管に関する事項
- (16) 式辞、挨拶に関する事項
- (17) 交際、議会関係者の接遇に関する事項
- (18) 事務室、議長室、図書室の管理に関する事項
- (19) 議長会、議員会に関する事項
- (20) その他議会の庶務に関する事項

(議事係の事務)

第 4 条 議事係においては、つぎの事務をつかさどる。

- (1) 議会及び議員協議会の招集告知に関する事項
- (2) 議案に関する事項
- (3) 議事日程並びに諸般の報告に関する事項
- (4) 議員提出の議案、建議案及び意見書の取扱に関する事項
- (5) 質問通告の処理に関する事項
- (6) 議会において行う選挙に関する事項
- (7) 議決事項の処理に関する事項
- (8) 会議録、記録等の調整に関する事項
- (9) 議会が行う町の事務の調査に関する事項
- (10) 請願、陳情に関する事項
- (11) 委員会招集及び公聴会に関する事項
- (12) 委員会の経過報告に関する事項
- (13) 会議の出欠に関する事項
- (14) 議会運営委員会に関する事項
- (15) 傍聴人、その他議事一般に関する事項

(係長)

第5条 係に係長を置く。

2 係長は上司の命を受け係の事務をつかさどる。

附 則

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。